

## よくあるご質問

令和7年4月15日掲載

Q1 工場と住居が一体化した施設は補助対象になるか？

A1 居住を目的とした施設は補助対象になりません。

一方で、同一敷地内に工場と住居が別棟で建っている場合、工場は補助対象となります。

Q2 交付決定前に施行した遮熱断熱工事も補助対象となるか？

A2 交付決定前に発注した経費は補助対象外です。交付決定後に発注した経費のみ補助対象となります。

Q3 足場代は補助対象経費に含まれるか？

A3 足場代は補助対象経費に含まれません。足場の設置及び撤去、運搬等足場に係る経費全て補助の対象外です。

その他に補助対象外となる経費は、既存施設又は設備の劣化などに伴う修繕費、振込手数料、消費税及び地方消費税相当額があります。

Q4 工事施工面積とは何か？

A4 実際に施工する範囲の面積としてください。

建物の水平投影面積、垂直投影面積ではありませんので、ご注意ください。

※ 交付申請書（別紙1 事業計画書 2）には見積書及び図面から区分ごとに施工面積を記載してください。

Q5 既に遮熱断熱工事を施工済の範囲を再度施工する場合は補助対象外か？

A5 単なる設備の入れ替えや劣化等に伴う修繕費は補助対象外です。

一方で、既存の設備よりも性能が向上することが見込まれる遮熱断熱工事は補助対象となる場合があります。既存設備の性能及び新たに施工する工事の性能が分かる書類等をご準備の上、ご相談ください。

Q6 工事を施工する業者は市外業者でも可能か？

A6 市外業者も可能です。

※ 特に希望がない場合はなるべく市内施工業者を優先いただくようお願いします。

Q7 遮熱断熱の効果を測定する必要はあるか？

A7 実績報告時に遮熱断熱工事の効果が分かる資料を提出いただく必要はありません。

ただし、事業の効果検証のため、必要に応じて市から導入効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。

Q8 実績報告書の提出期限はいつまでか？また、提出期限に間に合わなかった場合はどうなるか？

A8 実績報告書は「事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 2 月 27 日(金)までのいずれか早い方」までに提出ください。

提出期限に間に合わなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。